

建設業許可の手引

(改訂：令和8年2月)

秋田県建設部建設政策課

はじめに

この手引は、建設業許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請及び届出の手續などを簡明にまとめたものです。法の趣旨を十分御理解のうえ、この手引を参考に手續を行ってください。内容を簡明にまとめるために、詳細な説明を省略している部分がありますので、詳しい点については各自で法令等を御参照ください。

この手引の内容は、主に秋田県知事の建設業許可を受けようとする方のためのものとなっています。書類の記入方法や添付書類など、取扱いの詳細が国土交通大臣及び他の都道府県知事のものとは異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

法令改正等により、内容を随時で更新（変更）することがありますので、利用の際は最新のものであることを確認してください。

なお、申請・届出書類の記入漏れや記入誤り、添付書類の不備などがあつた場合、書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなければならないことがあります（原則として手数料は還付できません。）。書類に虚偽や不正があつた場合は、行政処分や刑事罰の対象となりますので御注意ください。

○秋田県における建設業許可の問い合わせ先

《秋田県知事許可》

鹿角地域振興局総務企画部	TEL 0186-22-0456
北秋田地域振興局総務企画部	TEL 0186-62-1252
山本地域振興局総務企画部	TEL 0185-52-6830
秋田地域振興局総務企画部	TEL 018-860-3444
由利地域振興局総務企画部	TEL 0184-23-4153
仙北地域振興局総務企画部	TEL 0187-63-3204
平鹿地域振興局総務企画部	TEL 0182-32-1164
雄勝地域振興局総務企画部	TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可》

東北地方整備局建政部建設産業課	TEL 022-225-2171(代)
-----------------	---------------------

《全般的な事項》

建設部建設政策課	TEL 018-860-2425
----------	------------------

目次

1	建設業の種類と建設業許可	1
(1)	建設業とは	1
(2)	許可を必要とする者	1
●	許可を受けなくてもできる工事（軽微な工事）	1
(3)	建設工事と建設業の種類	1
●	建設工事区分の考え方	5
●	建設工事に該当しないもの（誤りの多い例）	9
(4)	附帯工事	10
2	建設業許可の区分	10
(1)	国土交通大臣許可と都道府県知事許可	10
(2)	一般建設業許可と特定建設業許可	10
●	一括下請負の禁止	11
●	「指定建設業」について	11
3	営業所の要件	12
4	許可の有効期間	13
5	許可の有効期間の調整（一本化）	13
6	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
1.	「建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力（経営体制）」について	15
(1)	適正な経営体制について	16
◎	「常勤役員等」について	16
◎	「常勤役員等を直接に補佐する者」について	17
(2)	社会保険の加入について	17
2.	「営業所技術者等」について	18
3.	「誠実性」について	19
4.	「財産的基礎又は金銭的信用」について	20
5.	「欠格要件等」について	21
7	許可の申請手続の流れ	23
(1)	申請書の入手及び作成	23
(2)	申請及び手数料の納付	23
①	提出窓口	23
②	申請の区分	24
③	手数料の納付	25
④	提出部数及び綴り方	26
⑤	提出方法	26

⑥	受付及び審査	26
⑦	許可及び許可通知書の交付	26
⑧	許可申請の取下げ	26
8	書類の作成	28
	● 全般的注意事項	28
	● 行政書士による代理申請	28
	(申請書・添付書類一覧)	31
	(許可申請書等の並べ方)	34
	(工事経歴書の記載方法)	35
	(確認資料の例)	36
	常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料	36
	営業所技術者等	38
	営業所(主たる営業所を含む)	39
	(有資格コード一覧)	40
	(秋田県内市町村コード番号表)	46
	(都道府県・国土交通大臣コード番号表)	46
	(建設業の種類別指定学科一覧表)	47
	(営業所技術者等の実務経験の緩和について)	48
9	許可を受けた後の留意事項	50
(1)	許可の有効期間	50
(2)	標識の掲示	50
(3)	変更事項等の届出	50
(4)	廃業届の提出	50
(5)	経営事項審査	50
(6)	法令遵守	50
10	変更届の提出	52
	● 提出済みの変更届出書等の内容に訂正が生じたら	54
	(早見表)	55
	(変更等の届出書類の並べ方)	56
	(参考・届出書等の訂正届の様式)	57
11	廃業等の届出	58
12	建設業許可証明書の発行	59
13	建設業許可書類の閲覧	59
	(建設業許可証明願・記載例)	60
おわりに		61

1 建設業の種類と建設業許可

(1) 建設業とは ー建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条ー
「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。この建設業は 2 ページ以降に掲げるとおり、29 業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、雇用、委任（委託）、建売住宅の売買などと異なる概念ですので、御注意ください。

(2) 許可を必要とする者 ー法第 3 条ー

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる工事のみを請け負う場合を除いて、29 種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

● 許可を受けなくてもできる工事（軽微な工事）

建築一式工事 以外の建設工 事	1 件の請負代金の額が <u>5,000 万円未満</u> の工事（ <u>消費税及び地方消費税の額を含む。</u> ）
建築一式工事 で右のいずれ かに該当する もの	① 1 件の請負代金の額が <u>1,500 万円未満</u> の工事（ <u>消費税及び地方消費税の額を含む。</u> ） ② 請負代金の額に関わらず、木造住宅（主要構造部が木造で延床面積の 2 分の 1 以上を居住に供するもの）で延床面積が <u>1,50 m²</u> 未満の工事

※ 請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合は、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額とします。

また、注文者が材料を提供する場合においては、その『市場価格』又は『市場価格に運送費を加えたもの』を、当該請負契約の代金に加算します。

(3) 建設工事と建設業の種類 ー法第 2 条ー

建設工事と建設業の種類は次頁のとおりです。

※ **土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）については、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となります。**

そのため、一式工事の許可を受けていても、各専門工事の許可を受けていない場合は 500 万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。）の専門工事を単独で請け負うことはできません。例えば、建築一式工事の許可のみを有する者が屋根の葺き替え工事のみを請け負う場合には、屋根工事の許可が別途必要です。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<p>(1) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>(2) くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事</p> <p>(3) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>(4) コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>(5) その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>(1) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>(2) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事</p> <p>(3) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>(4) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>(5) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

			む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル(張り)工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付	塗装工事、溶射工事、ライニング

			け、塗付け、又ははり付ける工事	工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電機通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建	金属製建具取付け工事、サッシ

			具等を取付ける工事	取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

● 建設工事区分の考え方

各業種間における類似した建設工事の区分については、下記の内容を参考としてください。

1. 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

2. とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材

の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- ② 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑥ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

3. 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

4. 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

5. タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。

6. 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

7. 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

8. 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

9. 板金工事

「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

10. 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

11. 防水工事

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

12. 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

13. 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

14. 電気通信工事

既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

15. 造園工事

- ① 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ② 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ③ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ④ 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置を伴って行う工事である。

16. 水道施設工事

上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

17. 消防施設工事

「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

18. 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

19. 解体工事

- ① それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。
- ② 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

● 建設工事に該当しないもの（誤りの多い例）

次の業務等は建設工事に該当しませんので、御注意ください。

なお、判断に迷う場合は許可行政庁の窓口まで御相談ください。

① 樹木等の冬囲い、剪定	⑨ 除雪業務、路面清掃、側溝清掃等の道路維持業務
② 測量、設計、地質調査	⑩ 重機の賃貸、建設資材の賃貸、仮設材等の賃貸
③ 建設資材等の製造・加工のみで、現場での取付・組立等を含まないもの	⑪ 工作物設計業務、工事施工管理業務
④ 設備・施設の保守点検管理業務	⑫ 建売分譲住宅の販売
⑤ 船舶・車両の修理	⑬ 家電製品販売に伴う付帯物の取付
⑥ いわゆる「人夫貸し」（※1）	

⑦街路樹の枝払い

⑭防雪柵の再設置・再撤去業務

⑧河川敷、公園等の除草

⑮自社社屋等の建設を自ら施工する工事

⑯選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務

(※1) 建設業務への労働者派遣業務を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第4条第1項第2号に該当するため、禁止されています。詳細は秋田労働局までお尋ねください。

(4) 附帯工事 ー法第4条ー

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます（附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。）。

しかし、この場合において、この附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請に出すか、自ら施工する場合はその業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

2 建設業許可の区分

(1) 国土交通大臣許可と都道府県知事許可 ー法第3条ー

建設業許可には、許可行政庁による区分があり、国土交通大臣許可及び都道府県知事許可に分けられます（同一の者が複数の許可行政庁からの許可を受けることはできません。）。

国土交通大臣許可	二つ以上の都道府県に営業所を設置し営業する場合
都道府県知事許可	一つの都道府県にのみ営業所を設置し営業する場合

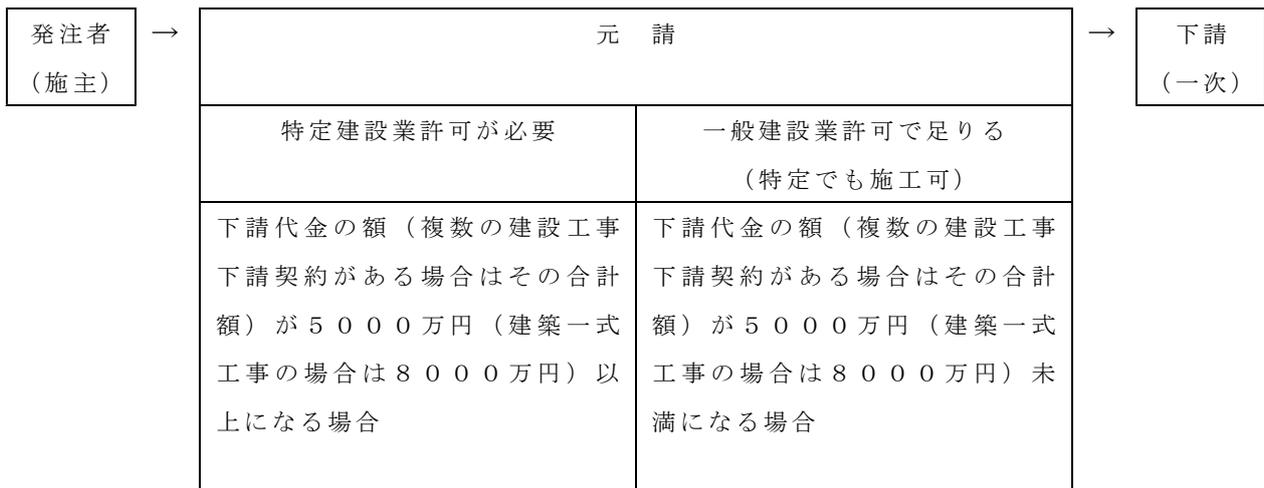
なお、建設工事の施工自体は営業所の所在地に関わりなく、他都道府県内でも行うことができます。例えば、秋田県知事から許可を受けた建設業者は、営業活動は秋田県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない秋田県外の他都道府県でも可能です。

国土交通大臣許可が必要な場合に該当するか不明な場合は、国土交通省東北地方整備局までお尋ねください。

(2) 一般建設業許可と特定建設業許可 ー法第3条ー

建設業許可には、下請に出すことができる金額の制限による区分があり、一般建設業許可と特定建設業許可に分けられます（同一の者が同一業種について、一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）。

この制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、特定建設業許可を受けた場合、法令上特別の義務が課せられます。



※ 下請代金の額（複数の建設工事下請契約がある場合はその合計額）が5000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上か否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

また、下請代金の制限による建設業許可の区分は、発注者から直接請け負った元請業者に関するものであり、一次以降の下請負人に対しては、下請代金の制限はありません。

● 一括下請負の禁止

一法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）一

元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせること、及びそれを請け負うことは禁じられています。

しかし、公共工事及び共同住宅を新築する工事は、仮に元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得ていたとしても、一括下請負をすることは認められません。

なお、一括下請負の禁止は、元請業者・一次下請業者間だけでなく、二次以降の下請にも同様に適用されます。

● 「指定建設業」について 一法第15条一

次の7業種は、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められています。

指定建設業について特定建設業許可を受けようとする場合、特定営業所技術者（後述）は、一級の国家資格者、技術士、又は国土交通大臣が特別に認定した者でなければなりません。

指 定 建 設 業
・土木工事業 ・建築工事業 ・管工事業 ・鋼構造物工事業 ・舗装工事業 ・電気工事業 ・造園工事業

3 営業所の要件 — 法第3条 —

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。

本店又は支店は、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば「営業所」に該当します。

「営業所」の要件として、次の内容を備えていることが必要です。

営業所の要件
① 建設工事請負契約の見積、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること
② 電話や机等、上記業務ができる最低限度の什器を備えた事務室があること
③ 常勤役員等又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第3条に規定する使用人（後述）が常勤していること
④ 営業所技術者等が常勤していること
⑤ 看板を掲げるなど、当該事業者の営業所であることが公に確認できること
⑥ 当該営業所たる家屋について、正当な使用権限を有していること
「営業所」に該当しないもの
① 建設業以外の兼業事業のみを営む建設業と全く無関係な支店又は営業所
② 登記上の本店等に過ぎないもの
③ 工事現場に臨時に置かれる工事事務所
④ 工場又は作業所
⑤ 単なる事務連絡所

なお、許可を受けた業種については軽微な建設工事を請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

----- 経營業務の管理責任者、営業所技術者等のテレワークについて -----

令和3年12月9日の「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年国第97号）の改正により、経營業務の管理責任者、営業所技術者等及び令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合も含むこととされました。

（テレワークの要件）

- ① ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行できること（メールを送受信・確認できること、契約書・設計図書の書面が確認できること等）
- ② 所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境であること（電話が常時つながること等）

③ 営業所技術者等にあつては、住所及びテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所に常識上通勤可能な距離にあること

経營業務の管理責任者、営業所技術者等がテレワークを実施するに当たり、事前の申告等は必要ありませんが、常勤性・専任性を確認するため、法第31条の規定による立入検査等を行う場合があります。

4 許可の有効期間 —法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

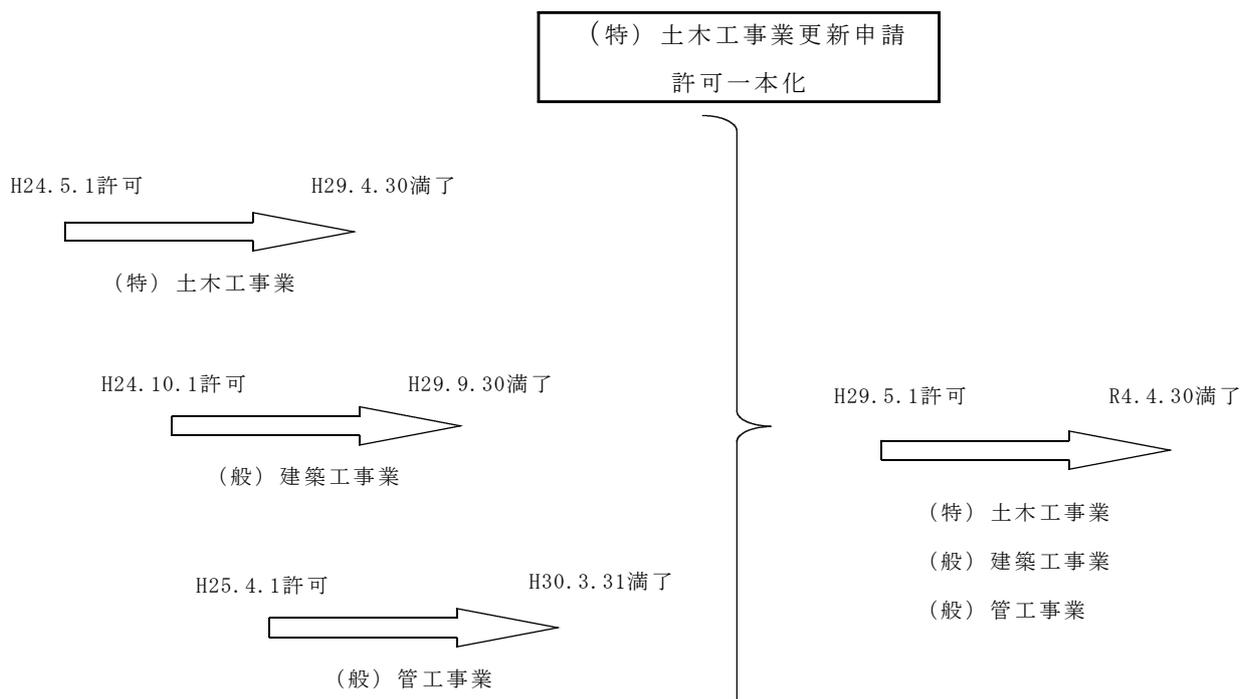
したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業しようとする場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続により許可の更新の手続をとらなければなりません。手続を怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続をとっていれば、有効期間の満了後であっても許可又は拒否の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

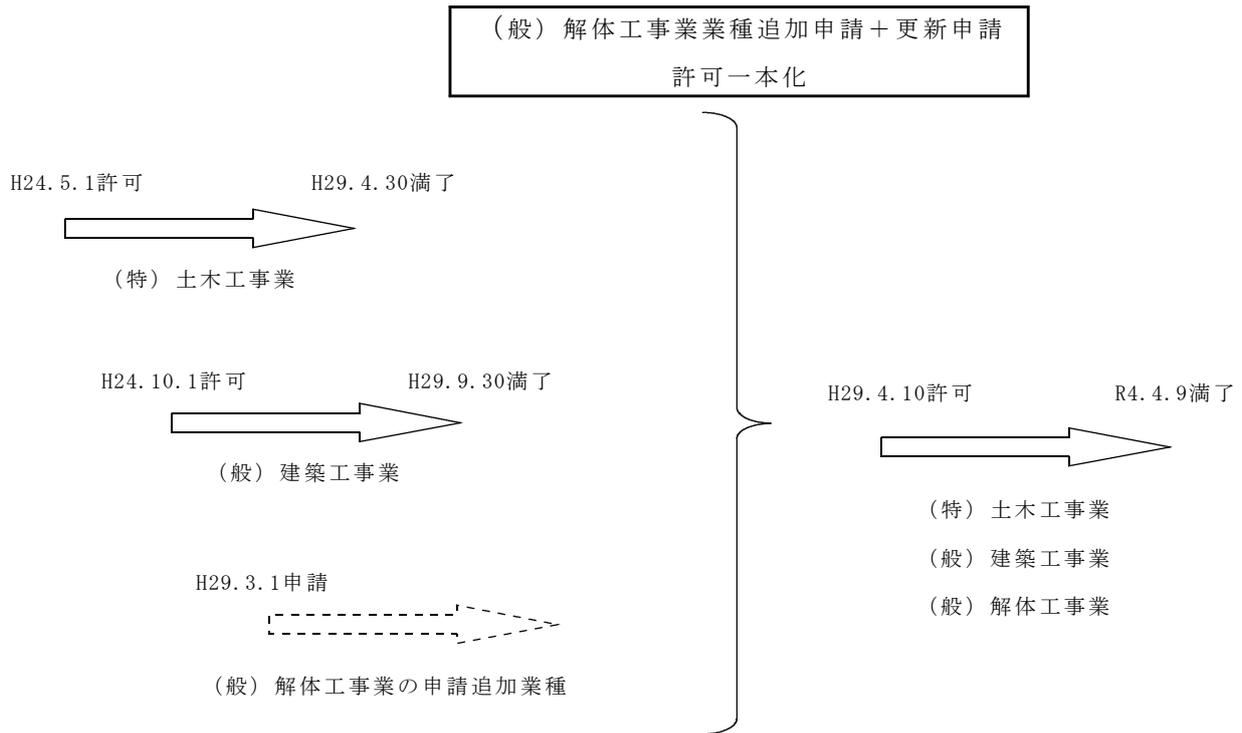
5 許可の有効期間の調整（一本化）

同一の建設業者が許可年月日が異なる2以上の許可を受けている場合に、その内の最初に有効期間が満了する許可（業種）について更新申請する際に、有効期限の残っている他の許可についても同時に許可の更新申請を行い、許可年月日を一本化することができます。

（例1）更新における一本化



(例2) 業種追加と更新における一本化



※ 許可の一本化を申請する場合には、上記例のとおり現在有効な許可の全て（特定及び一般の許可を有している場合は、その両方）について更新申請しなければならず、一本化後はそれぞれの業種により異なっていた許可年月日が、1つの許可年月日に統一されます。

希望する一部の許可（業種）のみ一本化すること（上記例1の場合では、例えば土木工事業及び建築工事業のみ一本化して管工事業は一本化の対象から外すなど）はできません。

一本化を行うかどうかは各事業者の判断によりますが、許可申請手続の簡素化の観点から、なるべく一本化することをおすすめします。

6 許可の基準（許可を受けるための資格要件）－法第7・8・15条－

建設業の許可を受けるためには、次の資格要件を全て備えていることが必要です。

この要件を全て満たしていれば、許可を受けられます。ただし、法以外の他の法令により建設業を営むことを制限されている者（許可を受けようとする建設業が定款の目的に掲げられていない法人等）は、この限りではありません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力（経営体制）を有していること 2. 営業所ごとに常勤の営業所技術者等を置くこと 3. 請負契約に関して誠実性を有していること 4. 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること 5. 欠格要件等に該当しないこと |
|---|

1. 「建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力（経営体制）」について －建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第7条－

基準	一般建設業〔法第7条第1号〕	特定建設業〔法第15条第1号〕
右の一及び二の 両方 に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 一 次のイ～ハのいずれかに該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> イ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 (2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者 (3) 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ロ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理、労務管理及び業務運営の5年以上の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務管理の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ハ その他国土交通大臣がイ又はロと同等以上の経営体制を有するものと個別に認定したもの 二 次の全てに該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険・厚生年金保険の適用事業所に該当する全て営業所に關し、その旨を届け出ていること ロ 雇用保険の適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、その旨を届け出ていること 	

※ 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいいます。

※ 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に關す

る事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。）については、含まれるものとします。

※「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいいます。これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

〔 解 説 〕

(1) 適正な経営体制について

◎ 「常勤役員等」について

- ・ 「常勤」とは、原則として本社・本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に毎日所定の時間中その職務に従事（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合も含む。）していることをいいます。

なお、他の建設業者の技術者、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により専任を要するとされる者とを兼ねることはできません。ただし、同一企業で、かつ、同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他社の常勤役職員、他の法人の清算人など、他の法人等において常勤・専任を求められている職務に従事している者は、常勤性及び専任性に欠けるため、常勤役員等としては認められません。

- ・ 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱います。
- ・ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、営業取引上、対外的に責任を有する地位（法人の役員、個人事業主又は令第3条に規定する使用人（営業所長等。以下「令第3条の使用人」という。)) にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます（法人の役員の場合、非常勤取締役での過去の経験も認められます。）。
- ・ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

建設業に関する5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、省令第7条第1号イ（2）に該当します。

- ・ 「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。

建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、省令第7条第1号イ（3）に該当します。

建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問いません。

◎ 「**常勤役員等を直接に補佐する者**」について

- ・ 「**財務管理の業務経験**」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払などに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいいます。
- ・ 「**労務管理の業務経験**」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- ・ 「**業務運営の業務経験**」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。
- ・ 上記の業務経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験（自社における経験）に限られます。
- ・ 「**直接に補佐する**」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を**常勤**で行うことをいいます。
- ・ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱います。
- ・ 「**役員等に次ぐ職制上の地位**」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

(2) **社会保険の加入**について

- ・ 「**営業所**」は法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所はここでいう「適用事業所」には含まれません。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しません。
- ・ 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当します。この場合は、事業所非該当承認通知書の写しを提出してください。

2. 「営業所技術者等」について

基準	一般建設業〔法第7条第2号〕	特定建設業〔法第15条第2号〕
<p>全ての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること</p>	<p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧実業学校を含む。）指定学科卒業後 5年以上、大学（高等専門学校、旧専門学校を含む。）指定学科卒業後 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない）</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 40～42ページの有資格コード表の資格区分に該当する者</p> <p>② その他国土交通大臣が認めた者</p>	<p>同 左</p> <p>イ 43～45ページ有資格コード表の資格区分に該当する者</p> <p>ロ 左欄イ～ハに該当し、かつ、元請として消費税及び地方消費税の額を含め4,500万円（昭和59年10月1日前にあつては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前にあつては3,000万円）以上の工事について 2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者</p> <p>注 指定建設業については、上記イ又はハに該当する者でなければならない。</p>

〔 解 説 〕

- 「**営業所技術者等**」とは、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で、その営業所ごとに専任である者をいい、法第7条第2号に規定する営業所技術者、法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいいます。
- 「**専任**」とは、その営業所に**常勤**（テレワークを行う場合も含む。）して、**専らその職務に従事（営業所に常勤）**することをいいます。
- 「常勤役員等」と「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所において両者を一人で兼ねることができます。
- 2以上の業種の許可を申請する場合、各々の基準を満たしている者は、同一営業所において、複数の業種の営業所技術者等を兼ねることができます。
- 「営業所技術者等」は、他の建設業者の技術者、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により専任を要するとされる者とを兼ねることはできません。ただし、同一企業で、かつ同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他社の常勤役職員、他の法人の清算人など、他の法人等において常勤・専任を求められている職務に従事している者は、常勤性及び専任性に欠けるため、常勤役員等としては認められません。
- 「**実務経験**」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に工事の施工に携わった経験をいいます。

なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験、あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。また、一式工事の中から専門工事を抜き出した経験及び附帯工事の経験も「実務経験」として認めていません。
- 経験期間は、許可を受けようとする業種ごとに計算します。業種間で実務経験の期間が重複し

ているものにあつては、原則として重複して計算することはできません。ただし、平成28年5月31日までに、とび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算することができます。

電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者として従事した実務の経験に限り経験期間に算入することができます。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入することができます。

- ・ 特定建設業の許可で必要となる「**指導監督的な実務経験**」とは、一定金額以上の建設工事の設計又は施工の全般について、**元請**として（発注者・下請としての経験は含まない。）工事現場主任又は工事現場監督のような立場で、工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

ただし、「指定建設業」（前述）について特定建設業許可を受けようとする場合、**法第15条第2号に規定する特定営業所技術者**は、1級の技術検定合格者、1級建築士、技術士又は国土交通大臣が特別に認定した者でなければなりません。

3. 「誠実性」について

基準	一般建設業〔法第7条第3号〕	特定建設業〔法第15条第1号〕
請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと	法人、法人の役員等*、個人事業主、令第3条の使用人が左に該当すること	

※ 「役員等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

持分会社の業務を執行する社員 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役

指名委員会等設置会社の執行役 法人格のある各種の組合等の理事等

相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず、法人に対し上記の者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

【例】相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人であるものに限る。）、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）

なお、執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれません。

〔解説〕

申請者が法人である場合においては当該法人、当該法人の役員等（非常勤役員含む。）、支配人及び営業所の代表者（営業所長等）が、個人である場合においては個人事業主本人、支配人及び営業所の代表者（営業所長等）が、次に掲げる行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

不正な行為	請負契約の締結又は履行における詐欺、脅迫、横領等の 法律に違反する行為
不誠実な行為	工事内容、工期、転載等不可抗力による損害の負担等について 請負契約に違反する行為

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、この基準を満たさないものとして取り扱います。

4. 「財産的基礎又は金銭的信用」について

基準	一般建設業〔法第7条第4号〕	特定建設業〔法第15条第3号〕
請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用のあること	次の いずれか に該当すること ① 自己資本が500万円以上あること ② 500万円以上の資金調達能力のあること ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること	次の 全て の要件に該当すること ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金が2,000万円以上あること ④ 自己資本が4,000万円以上あること

〔解説〕

◎ 一般建設業の財産的基礎

自己資本の額又は資金調達能力は次のいずれかにより判断します。

① 自己資本	<p>〔法人〕 貸借対照表における「純資産合計」の額</p> <p>〔個人〕 期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額</p>
② 資金調達能力	<p>担保とすべき不動産等を有していることにより、金融機関等から資金の融資が受けられる能力があること</p> <p>※ 具体的には、取引金融機関発行の500万円以上の残高証明書、融資証明書等（申請前のおおむね2週間以内に発行されたものに限る。）により判断します。</p>

◎ 特定建設業の財産的基礎

申請時直前の貸借対照表において、次の表の全ての事項に適合していることが必要です。

事項	法人	個人
① 欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額} - \left(\begin{array}{l} \text{資本剰余金} \\ + \text{利益準備金} \\ + \text{その他利益剰余金} \end{array} \right)}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - \left(\begin{array}{l} \text{事業主借勘定} \\ - \text{事業主貸勘定} \\ + \text{利益留保性の引当金} \\ + \text{準備金} \end{array} \right)}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金額	資本金 \geq 2,000万円	期首資本金 \geq 2,000万円
④ 自己資本	純資産合計 \geq 4,000万円	$\begin{aligned} & (\text{期首資本金} + \text{事業主借勘定} + \text{事業主利益}) \\ & - \text{事業主貸勘定} \\ & + \text{利益留保性の引当金} + \text{準備金} \\ & \geq 4,000 \text{万円} \end{aligned}$

※ ①欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、要件を満たしていますので、計算式に当てはめる必要がありません。

※ 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

5. 「欠格要件等」について

基準	一般建設業	特定建設業
欠格要件等(許可を受けることができない事項)に該当しないこと	<p style="text-align: center;">〔法第8条(法第17条において準用する場合を含む。)]</p> <p>次のいずれかに該当する者は、許可を受けられません。</p> <p>(1) 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき</p> <p>(2) 法人、法人の役員等※、個人事業主又は令第3条の使用人が、次の要件に該当しているとき(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年の法定代理人を含む。)</p> <p>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと、指示処分などの対象に該当する場合で情状が特に重いこと、又は営業停止処分に従わないことのいずれかにより、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ ②に掲げる事由のいずれかに該当するとして許可の取消しに係る聴聞の通知があった日以降に廃業届を提出した者で、その届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>④ ③に係る廃業届を提出した場合において、許可の取消しに係る聴聞の通知の日前60日以内に役員等、支配人、令第3条の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>⑤ 建設業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑥ 許可を受けようとする建設業について、営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者</p> <p>⑦ 次に該当する者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ア 禁固以上の刑に処せられた者</p> <p>イ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者</p> <p>ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)若しくは景観法(平成16年法律第110号)又は労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)若しくは労働者派遣法の規定のうち、令で定める規定に違反して罰金の刑に処せられた者</p> <p>エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反し、罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>オ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪又は暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑩において「暴力団員等」という。)</p> <p>⑨ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者(精神の機能の障害により建設業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</p> <p>⑩ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

※ 「役員等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

持分会社の業務を執行する社員 株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役

指名委員会等設置会社の執行役 法人格のある各種の組合等の理事等

相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず、法人に対し上記の者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

【例】相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主(個人であるものに限る。)、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)

なお、執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれません。

〔 解 説 〕

- 表の(2)①又は⑨に該当しないことを確認するために許可申請者（法人の役員等（非常勤の役員を含む。）全員（※1）、本人、法定代理人をいう。）及び令第3条の使用人に係る次の資料（申請又は届出日前3か月以内に発行されたもの）の提出が必要となります。

ア 市区町村長が発行する「身分証明書」(※2)

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当に該当せず、また、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市区町村長の証明書

イ 法務局が発行する「登記されていないことの証明書」(※3)

成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書

- ◎ (2)⑨に該当しないことを証明するためには、イの書類に代えて「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出することも可能です。医師の診断書により証明しようとする場合は、記載事項等について案内しますので、事前に窓口に御相談ください。

※1 法人の役員等のうち、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、書類の提出は要しません。

※2 「身分証明書」は本籍地の市区町村で発行しています。詳細は本籍地の市区町村にお尋ねください。

※3 「登記されていないことの証明書」は法務局又は地方法務局（支局・出張所を除く。）で交付しています。秋田県内においては、秋田地方法務局でのみ交付しており、それ以外の支局又は出張所では取り扱っておりません。郵送で交付申請をする際の申請先は東京法務局となります。詳細は最寄りの法務局にお尋ねください。

秋田地方法務局 戸籍課

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎

電話 018-862-6531(代)

ウェブサイト <https://houmukyoku.moj.go.jp/akita/>（秋田地方法務局）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>（法務局）

- 許可申請者（法人の役員等（非常勤の役員等を含む。）全員、本人、法定代理人）及び令第3条の使用人が表の(2)①～⑨に該当する場合には、申請書類（様式第12号又は様式第13号）にその内容を記載する必要があります。

7 秋田県知事許可の申請手続の流れ

申請から許可に至るまでの手続は、次のとおりです。

書類入手・作成 → 提出・手数料納付 → 受付・審査 → 許可 → 許可通知書交付

国土交通大臣許可に係る手続については、主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が窓口となります（秋田県の場合は、東北地方整備局です。）。手続方法等については、全て下記の窓口にお尋ねください。

《申請・届出窓口》

東北地方整備局 建設部 建設産業課
〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022-225-2171(代)
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>

(1) 申請書の入手及び作成

書面申請は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>(コンテンツ番号:2865))から申請書等をダウンロードし、作成してください。

電子申請は、電子申請システム(JCIP)において作成してください。

(2) 提出方法及び手数料の納付

① 提出方法

書面申請については、主たる営業所の所在地を管轄する秋田県各地域振興局に提出してください。

電子申請は、電子申請システム(JCIP)により提出してください。

管轄区域	管轄振興局及び許可担当部署	所在地	電話番号
鹿角市、鹿角郡	鹿角地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム	鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地方総合庁舎1階)	0186-22-0456
大館市、北秋田市 北秋田郡	北秋田地域振興局 総務企画部 総務経理課 工事契約チーム	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 (北秋田地方総合庁舎1階)	0186-62-1252
能代市、山本郡	山本地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム	能代市御指南町1-10 (山本地方総合庁舎1階)	0185-52-6830
秋田市、男鹿市、潟 上市、南秋田郡	秋田地域振興局 総務企画部 総務経理課 工事契約チーム	秋田市山王4-1-2 (秋田地方総合庁舎2階)	018-860-3444
由利本荘市、 にかほ市	由利地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム	由利本荘市水林366 (由利地方総合庁舎1階)	0184-23-4153
大仙市、仙北市 仙北郡	仙北地域振興局 総務企画部 総務経理課 工事契約チーム	大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地方総合庁舎1階)	0187-63-3204
横手市	平鹿地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム	横手市旭川1-3-41 (平鹿地方総合庁舎1階)	0182-32-1164
湯沢市、雄勝郡	雄勝地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム	湯沢市千石町2-1-10 (雄勝地方総合庁舎1階)	0183-73-8194

※ 建設業許可等の問い合わせ先・相談窓口も、上記に同じです。

※ 窓口が混雑する場合や審査担当職員が不在の場合がありますので、なるべく事前に電話で確認、予約の上で御来庁ください。

※ 管轄部局以外では受付できかねますので、御注意ください。

② 申請の区分

許可申請には、いくつかの区分があり、申請手数料もそれぞれ異なります。

	申請区分	説明
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合
2	許可換え新規	次のとおり、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の都道府県知事許可から秋田県知事許可へ ・ 秋田県知事許可から国土交通大臣許可へ ・ 国土交通大臣許可から秋田県知事許可へ
3	般・特新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在<u>一般建設業の許可のみ</u>を受けている者が新たに<u>特定建設業の許可</u>を申請する場合 ・ 現在<u>特定建設業の許可のみ</u>を受けている者が新たに<u>一般建設業の許可</u>を申請する場合
4	業種追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在一般建設業の許可を受けている者が他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 ・ 現在特定建設業の許可を受けている者が他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5	更新	既に受けている許可を、そのままの要件で続けて申請する場合 (有効期間満了の30日前までに申請してください(省令第5条))
6	般・特新規 +業種追加	上記3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規 +更新	上記3と5を同時に申請する場合
8	業種追加+ 更新	上記4と5を同時に申請する場合
9	般・特新規+ 業種追加+更新	上記3と4と5を同時に申請する場合

③ 手数料の納付

許可申請には所定の手数料が必要です。

書面申請する場合は、以下二つの方法のどちらかで納付してください。

①申請手数料として**秋田県収入証紙**を所定の証紙納付書に貼り付け、これを申請書に添付して納付。(※1)。

②窓口キャッシュレス決済により納付。

電子申請する場合は、Pay-easy(インターネットバンキング)により納付します。

電子申請システム(JCIP)上の指示に従って収納代行業者の支払いサイトに遷移し、金融機関のネットバンキングサービスを利用して手数料を納付してください。

なお、納付済みの申請手数料は還付できません。

(般：一般建設業 特：特定建設業)

		申請区分	手数料
1	新規	般のみ 特のみ	9万円
		般+特	18万円
2	許可換え	般のみ、特のみ	9万円
	新規	般+特	18万円
3	般・特新規	般のみ、特のみ	9万円
4	業種追加	般のみ、特のみ	5万円
		般+特	10万円
5	更新	般のみ、特のみ	5万円
		般+特	10万円
6	般・特新規+業種追加	特の新規+般の追加	14万円
		般の新規+特の追加	14万円
7	般・特新規+更新	特の新規+般の更新	14万円
		般の新規+特の更新	14万円
8	業種追加+更新	般の追加+般の更新	10万円
		般の追加+特の更新	10万円
		特の追加+般の更新	10万円
		特の追加+特の更新	10万円
		般の追加+般の更新+特の更新	15万円
		特の追加+般の更新+特の更新	15万円
		般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	20万円
9	般・特新規+業種追加+更新	特の新規+般の追加+般の更新	19万円
		般の新規+特の追加+特の更新	19万円

※ 秋田県収入証紙は、県庁本庁舎・各地方総合庁舎内売店等の指定証紙売りさばき所にて取り扱っています。詳細は「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>(コンテンツ番号:459))をご覧ください。秋田県出納局会計課(TEL018-860-2715)までお尋ねください。

- ④ **書面申請の提出部数及び綴り方** — 建設業法施行細則（昭和47年秋田県規則第20号）第1条 —
正本・副本各1部ずつ + 申請者の控えが必要な場合は、必要部数の控え
- 副本は、正本のコピーでも差し支えありません。
 - 「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、履歴事項全部証明書及び納税証明書は、正本に原本を添付してください。副本への添付はコピーでも差し支えありません。
- ※提出窓口ではコピーを行っていません。
- 書類は34ページの図の順に揃え、ダブルクリップ等で綴じるか、書類左側に2穴を空けてひも綴じしてください。ホチキス止めはしないでください。
 - 確認資料（後述）は各1部ずつで結構です。申請書類と一緒に綴り込まずに別綴りでお持ちの上、窓口へ提出又は提示してください。
- ⑤ **受付及び審査**
- 提出された申請書類に形式審査（必要な書類が、作成し、及び添付されているか、手数料は納付されているか等）を行い、不備が無ければ、受付して審査を行います。
- 審査にかかる標準処理期間は21日です（書類の補正を求める期間及び県の閉庁日を除く。）。
- ⑥ **許可及び許可通知書の交付**
- 審査の結果、許可要件を全て充足しており、かつ欠格事項等に該当しなければ、申請が許可されます。
- 許可通知書は、書面申請の場合は、申請した管轄地域振興局の窓口で交付します。
- また、電子申請の場合は、郵送で交付します。
- 許可通知書は再発行できません。紛失等の場合は、建設業許可証明書（詳細は60ページ参照）の交付を受けてください。
- ⑦ **許可申請の取下げ**
- 書面申請後、許可又は拒否の通知があるまでの間に、その申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」を書面で提出してください。「許可申請の取下げ願」が受付されれば、申請書類の副本をお返しします（申請書類の正本は、当該許可申請及び取下げ願があったことを記録するために保存します。）。
- また、電子申請後、審査中に取り下げる場合は電子申請システム（JCIP）上で操作を行ってください。
- なお、納付済みの申請手数料は還付できません。

(A 4)

令和 年 月 日

秋田県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

一般建設業の許可申請の取下げ願

特定

令和 年 月 日付で一般建設業の許可申請をしましたが、下記の理由

特定

により取下げをいたします。

記

取下げ理由

8 書類の作成

●全般的注意事項

- ・ 書類の様式は秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。
- ・ 書類を手書きで作成する場合は、黒色又は青色のペンを用いて、はっきりとした読みやすい文字で記入してください。
- ・ 副本は、正本のコピーでも差し支えありません。
- ・ 書き損じた場合は、書類を作成し直して提出してください。
- ・ 窓口での書類確認の際に、記入漏れや記入誤りを指摘することがあります。審査を円滑に行うため、提出の際は当該手続について責任のある方が御来庁くださるようお願いいたします。
- ・ 作成提出義務のある様式で特に記載すべき事項がない場合は、「該当なし」と記入して提出してください。
- ・ 添付すべき証明書類については、原則として受付日において発行から3か月以内のものを提出してください。ただし、金融機関の残高証明書・融資証明書については、受付日においておおむね2週間以内の残高を証明したものに限ります。
正本に添付する証明書類は必ず原本です。ただし、副本に添付するものは写しでも差し支えありません。
- ・ 受け付けた書類は、法第13条の規定により、閲覧所（秋田県においては建設政策課内にあります。）にて公衆の閲覧に供しなければならないこととされております。多数の目に留まることとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

●行政書士による代理申請

書面による申請等において、行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく行政書士による代理申請については、次のとおり取り扱いますので、あらかじめ御承知おきください。

1 委任状の持参

- ① 委任状は申請又は届出毎に作成し、委任状の日付は申請又は届出から概ね3か月以内のものとしてください。
- ② 委任の範囲は具体的に記載してください。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- ④ 窓口で委任状の原本を提出してください。

2 申請者の記載

- ① 申請者又は届出者の欄は、誓約書及び証明書の類を除き、行政書士の記名で可とします。その際、申請者名（法人である場合は法人名および代表者名）は必ず記載してください。詳細は下表を御参照ください
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を記載してください。

3 書類の作成代行

行政書士が書類作成及び申請の代行を行う場合は、申請者の記名のほかに、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に基づき、行政書士の記名及び押印をしてください。この際、委任状の提出は要しませんが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことはできません。

4 通知書の受領

申請者に代わって通知書を受領する権限を代理人が委任されている場合は、当該代理人に交付しますので、申請書提出時に添付する委任状にあらかじめその旨を明記するか、交付時に通知書受領権限についての委任状を提出してください。

代理人による記名で可なもの
<ul style="list-style-type: none">・建設業許可申請書（様式第1号）の申請者の欄・健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の申請者又は届出者の欄・営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者の欄 （営業所技術者等の交代に伴う削除に限る。）・変更届出書（様式第22号の2）の届出者の欄・届出書（様式第22号の3）の届出者の欄・廃業届（様式第22号の4）の届出者の欄

代理人による記名を不可とするもの
<ul style="list-style-type: none">・誓約書（様式第6号）の申請者の欄・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明者又は申請者の欄・常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙）の氏名の欄・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）の証明者又は申請者の欄・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙1及び別紙2）の氏名の欄・営業所技術者等（新規・変更）（様式第8号）申請者・届出者の欄 （営業所技術者等の交代に伴う削除の場合を除く。）・実務経験証明書（様式第9号）の証明者の欄・指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明者の欄・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）の氏名の欄・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）の氏名の欄

●建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び法第11条（法第17条で準用するものも含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下本項において「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含む。）
 - 2 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
 - 3 法第13条の規定による閲覧所における許可申請書等の閲覧
 - 4 国、地方公共団体及び令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含む。）
 - 5 秋田県個人情報保護条例（平成12年10月17日秋田県条例第138号）第9条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき。
 - ⑤ 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の地方独立行政法人に提供する場合で、事務の遂行上必要な限度において使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき。
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、秋田県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると秋田県知事が認めるとき。
- ※ 実施機関…知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人

許可申請における提出書類（法定書類）

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（注1）								備考		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	一般特新規+更新	業種追加+更新		一般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書	◎	◎											
別紙1	役員等の一覧表（注2）	◎	×											
別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎											
別紙2（2）	営業所一覧表（更新）	◎	◎											
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎											秋田県知事許可申請の場合は、代わりに証紙納付書（秋田県財務規則様式第61号）を用います。
別紙4	営業所技術者等一覧表	◎	◎											
第2号	工事経歴書	◎	◎		○						◇			直前の事業年度のもののみで可
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○									
第4号	使用人数	◎	◎		○									
第6号	誓約書	◎	◎											
—	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）（22ページ参照）（注3）	◎	◎											「身分証明書」は、本籍地の市区町村で発行します。
—	「登記されていないことの証明書」（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（22ページ参照）（注3）	◎	◎											「登記されていないことの証明書」に代えて「契約締結に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」の提出も可
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	◎	◎											省令第7条第1号イに該当する場合（常勤役員等を直接に補佐する者を置かない場合）
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎											
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎											
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎											省令第7条第1号ロに該当する場合（常勤役員等を直接に補佐する者を置くことにより許可要件を満たす場合）
—	組織図（注4）	◎	◎											
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎											
—	社会保険等の加入状況を証する書面 「健康保険」・「厚生年金保険」…健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料 「雇用保険」…「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料	◎	◎											左記の書類を提出できない場合は、届書の写し（受付印があるものに限る。）など届書を提出したことを確認できるものの提出も可。 健康保険被保険者適用除外認定を受けて国民健康保険組合（中央建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合等）に加入している場合は、健康保険被保険者適用除外承認証又は国民健康保険組合が発行する加入証明書若しくは保険料納入証明書等の健康保険被保険者適用除外承認の手続きを行っていることが確認できる書類（事業所名が記載されているものに限る。）を提出してください。
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	◎	◎											
—	技術検定合格証明書等の資格証明書（注5）	◎	◎							○		◇		提出するのは写しですが、原本確認を行うので、必ず資格証明書の 原本を併せて持参 してください。（注6）
第9号	実務経歴証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注5）	◎	◎							○		◇		
第10号	指導監督的実務経歴証明書（注5）	◎	◎							○		◇		
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎											

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（注1）							備考		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新		業種追加＋更新	般特新規＋業種追加＋更新
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注7）	◎	◎										
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注8）	◎	◎										
—	定款	◎	×			○	△	○		△			許可を受けようとする建設業が定款の目的に挙げられていなければなりません。
第14号	株主（出資者）調書	◎	×			○	△	○		△			
第15号	貸借対照表	◎	×			○	○	○		○			
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×			○	○	○		○			
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×			○	○	○		○			
第17号の2	注記表	◎	×			○	○	○		○			
第17号の3	附属明細表（注9）	◎	×			○	○	○		○			
第18号	貸借対照表	×	◎			○	○	○		○			
第19号	損益計算書	×	◎			○	○	○		○			
—	履歴事項全部証明書	◎	◎			○	△	○		△			
第20号	営業の沿革	◎	◎			○	○	○		○			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎			○	△	○		△			
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎			○	○	○		○			秋田県知事許可申請の場合は、事業税の納税証明書を添付することになります。新設法人で設立後最初の決算期が未到来の場合は「法人設立届」の控えの写し（総合県税事務所課税部に提出して受付印が押されたものに限る。）、新規開業個人事業者で開業後最初の決算期が未到来の場合は「個人事業開業届」の控えの写し（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要））をもって、事業税の納税証明書に代えることができるものとして取り扱います。
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎			○	△	○		△			

（注1）

「省略可能な書類」欄の記号について

○…省略可能

△…変更がなければ省略可能

◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能

※注記は次ページへ続きます。

(注2)

「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役、顧問（非常勤を含む。）、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者その他役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれます。

(注3)

法人の役員等、個人事業主、令第3条の使用人等の全員のものがが必要です。

ただし、役員等のうち、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については提出を要しません。

(注4)

組織図は、全体的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けを明確にしてください。

(注5)

いずれか必要となる書類のみ提出してください。

監理技術者資格者証の写しにより、法第7条第2号に規定する営業所技術者又は法第15条第2号に規定する特定営業所技術者の基準を満たすことが証明できる場合には、当該監理技術者資格者証の写しの提出があれば、技術検定合格証明書等の資格証明書、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は要しません。なお、有効期限が切れている監理技術者資格者証であっても、資格や実務経験については認めるものとします。

(注6)

ただし、資格証明書に代えて監理技術者資格者証の写しを提出する場合は、当該監理技術者資格者証の原本の持参は不要です。

(注7)

様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については作成不要です。

また、顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は要しません。

(注8)

役員等が令第3条の使用人を兼ねている場合は省略可能です。

(注9)

附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。

ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

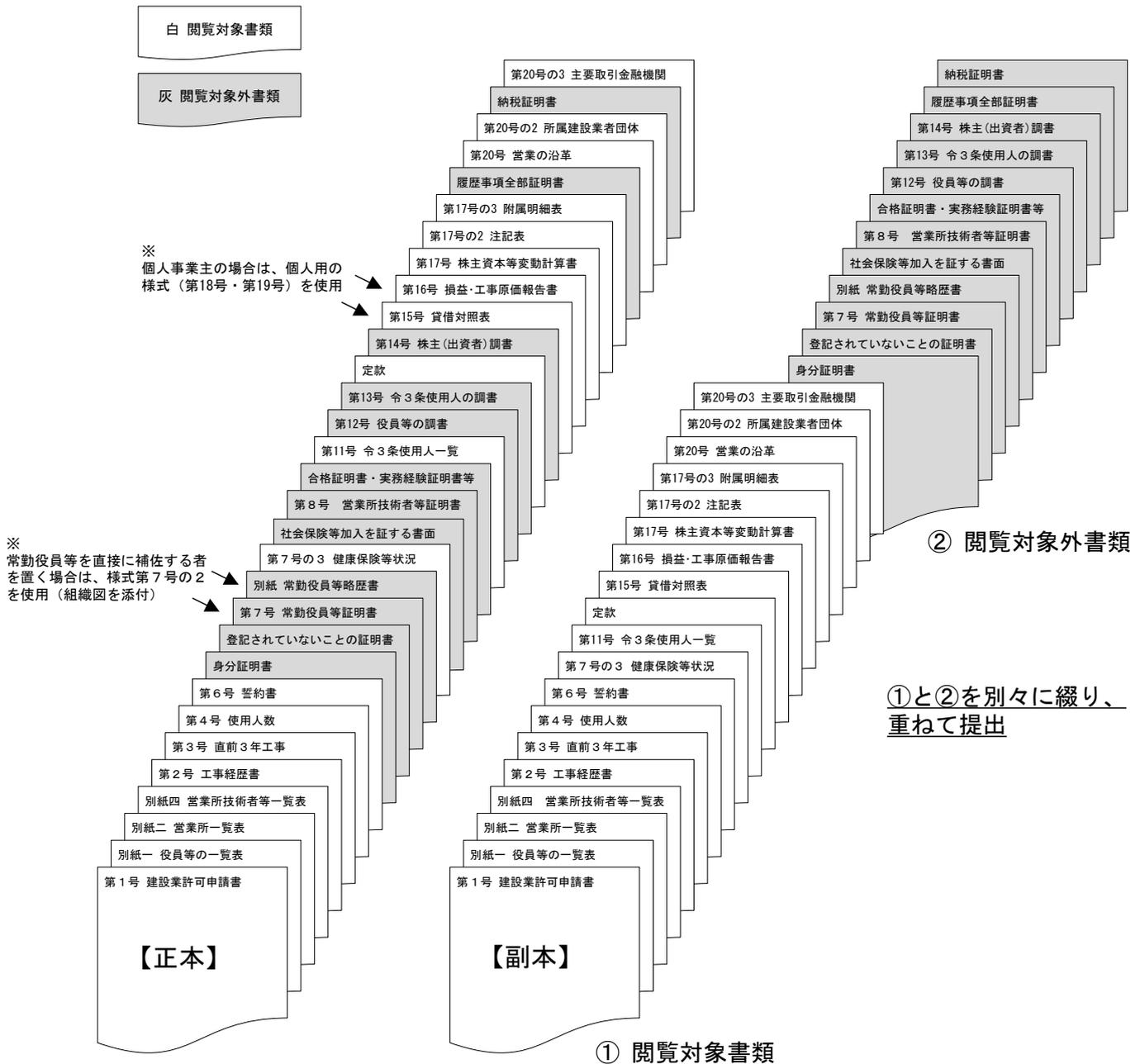
書面申請における建設業許可申請書類の並べ方

《正本》

図のとおり順番にそろえ、ダブルクリップ等で綴じるか、書類左側に2穴を空けてひも綴じしてください。

《副本》

閲覧対象書類と閲覧対象外書類に分け、それぞれダブルクリップ等で綴じるか、書類左側に2穴を空けてひも綴じしてください。



- 提出部数は正本・副本各1部です。いずれも、サイズをA4で統一し、片面印刷としてください。
- いずれの書類もホチキス留めしないでください。
- 確認書類は許可申請書等とは別綴りとしてください。

工事経歴書の記載方法について

例) 審査対象事業年度に完成した管工事が計12件(元請6件、下請6件)で、それぞれの内容が以下のようなものである場合。
(すべての工事について工事完成基準を適用しているケース)

工事経歴書

(建設工事の種類) 管工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記す) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月
〇〇市	元請		〇〇市立病院空調設備工事	〇〇市	潟上 一郎		40,000千円		平成25年10月 平成26年10月
個人1	元請		個人1所有アパート冷暖房設備改修工事	〇〇町	秋田 次郎	レ	20,000千円		
〇〇会	元請		〇〇介護センター給湯設備工事	〇〇村	大館 三郎	レ	20,000千円		
〇〇工業(株)	下請		個人2所有アパート新築工事のうちガス管配管工事	〇〇市	大仙 四郎	レ	30,000千円		平成26年10月 平成27年1月
(有)〇〇建設	下請		〇〇医院新築工事のうち水洗便所設備工事	〇〇町	鹿角 五郎	レ	15,000千円		
(株)〇〇組	下請		〇〇食品工場新設に伴う冷蔵冷凍設備工事	〇〇村	北秋 六郎	レ	15,000千円		
〇〇組(有)	下請		〇工場新設に伴う配管設備工事	〇〇市	湯沢 十郎	レ	12,000千円		

個人3	元請		個人3宅水洗化工事	〇〇市	能代 七子	レ	10,000千円		平成26年9月 平成26年9月
(有)〇〇食堂	元請		厨房設備工事	〇〇町	由利 八郎	レ	10,000千円		平成26年10月 平成26年10月
〇〇組合	元請		〇〇組合会館浄化槽設置工事	〇〇村	横手 九郎	レ	8,000千円		平成26年11月 平成26年11月
〇〇建築(株)	下請		個人4宅新築工事のうち配管設備工事	〇〇町	潟上 一郎	レ	10,000千円		平成27年1月 平成27年1月
(株)〇建設工業	下請		〇工場増設に伴う空調設備工事	〇〇村	秋田 次郎	レ	10,000千円		平成27年2月 平成27年2月

① 元請完成工事について、金額の大きい順に記載したところ、3件目の工事元請合計額の7割超(80,000千円)に達した。

→元請7割に係る部分の記載終了

② 次に、①で記載した以外の元請完成工事と下請完成工事について、金額の大きい順に記載することになるが、元請完成工事より金額の大きい下請完成工事が4件あるので、これらを優先的に記載したところ、当該下請4件を記載した時点で、すべての完成工事高の7割超(152,000千円)に達した。

→すべての記載終了

点線以下の工事5件については、工事経歴書に記載する必要なし。

小計	7件	152,000千円	千円	うち 元請工事	80,000千円	千円
合計	13件	200,000千円	千円	うち 元請工事	108,000千円	千円

↑全ての完成工事高の7割 = 200,000千円 × 0.7 = 140,000千円
↑元請合計額の7割 = 108,000千円 × 0.7 = 75,600千円

ポイント

- ① 元請完成工事について、金額の大きい順に、元請合計額の7割を超えるところまで記載する。
- ② ①に続けて、①で記載した工事以外の元請完成工事と下請完成工事について金額の大きい順に、すべての完成工事高の7割を超えるところまで記載する。
- ③ ①、②の記載途中で、税込で500万円未満の工事(建築一式は税込みで1,500万円未満の工事又は延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事)の記載が10件に達した場合は、その時点で記載終了。(①、②それぞれの7割に達していなくともよい)
- ④ 「注文者」、「工事名」は具体的な個人の氏名を記載せず、「個人1」、「個人2」…等と記載する。

建設業許可申請・変更届に係る確認資料の例（秋田県知事許可の場合）

◆以下の書類で確認できない場合は、窓口にて御相談の上、ほかに証拠となる資料を御用意ください。

※ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知等については被保険者整理番号部分に、住民税特別徴収税額通知書については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下単に「個人番号」という。）部分にマスキングをしてください。

I 常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料

1 常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の現在の常勤性を証明する書類

1-1 現住所が確認できる書類（次のいずれか）

- ・ 住民票の写し（原本）※ 個人番号が記載されていないものに限りです。
- ・ 自動車運転免許証その他公的機関が発行する身分を証明する書類の写し（現住所が記載されているもの）

◎ 現住所が上記住民票等と異なる場合（以下のいずれか）

- ・ 現住居の賃貸借契約書の写し
- ・ 公共料金等の領収書の写し など

1-2 当該事業所への常勤が確認できる書類（次のいずれか）

- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し（当該人物が記載されているもの）
- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 個人事業主本人にあつては、当該事業主の所得税確定申告書の写し（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要））
- ・ 法人の役員にあつては、法人税確定申告書の写し（表紙と役員報酬明細の写し）（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要））
- ・ 源泉徴収簿、出勤簿その他常勤性が確認できるもの

2 常勤役員等の経験を証明する書類

イ該当…省令第7条第1号イの(1)~(3)のいずれかに該当する場合、ロ該当…省令第7条第1号ロの(1)・(2)のいずれかに該当する場合

2-1 経験期間及び地位を証明する書類

A 法人の役員としての経験〔イ(1)該当、ロ(1)・(2)該当〕

商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本（役員期間が確認できるものを必要期間分）

B 個人事業主としての経験〔イ(1)該当、ロ(1)・(2)該当〕

当該事業主の所得税確定申告書の写し（税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）、必要期間分）

C 支配人としての経験〔イ(1)該当〕

商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本（支配人期間が確認できるものを必要期間分）

D 支配人以外の令第3条の使用人としての経験〔イ(1)該当〕

変更届出書（受付印があり、かつ、就任・退任年月日が確認できるものを必要期間分）

E 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての経験（執行役員等としての経験）

〔イ(2)該当〕（①~④の全て、必要期間分）

- ① 職制上の地位を確認する書類 … 組織図等
- ② 業務執行を行う事業部門を確認する書類 … 業務分掌規程等
- ③ 取締役会の決議による特定の事業部門に関する業務執行権限の委譲を確認する書類 … 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規定、取締役会の議事録等
- ④ 経験期間を確認する書類 … 取締役会の議事録、人事発令書等

F 経營業務の管理責任者を補佐した経験〔イ(3)該当〕・役員等に次ぐ職制上の地位における経験〔ロ(1)該当〕

a 法人における補佐経験（①～③の全て、必要期間分）

- ① 当該人物の職制上の地位を確認する書類 … 組織図等
- ② 経験内容を確認する書類 … 業務分掌規程、過去の稟議書等
- ③ 経験期間を確認する書類 … 人事発令書等

b 個人における補佐経験

事業専従者 … 事業主の所得税確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書（必要期間分、税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）で「事業専従者」欄に当該者の氏名が記載されていること）

事業専従者以外 … 事業主の所得税確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書（必要期間分、税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）で「給与賃金の内訳」欄に当該者の氏名が記載されていること）及び戸籍抄本（事業主との関係が確認できるもの）

2-2 建設業の経験を証明する書類

- ・ 許可を受けていた期間 … 許可通知書又は許可証明書の写し（必要期間分）
- ・ 許可を受けていない期間 … 工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し（1年につき1件以上、必要期間分）

3 常勤役員等を直接に補佐する者の財務管理・労務管理・業務運営の業務経験を証明する書類（①・②の全て、必要期間分）

- ① 経験内容を確認する書類 … 業務分掌規程、過去の稟議書等
- ② 経験期間を確認する書類 … 人事発令書等

■ 申請・届出区分別確認事項

		許可申請			変更届	
		新 許可換え新規	規 般・特新規 業種追加	更 新	常勤役員等の 変更・追加	常勤役員等を直接に補 佐する者の追加・変更
常勤役員等	常勤性	○	○	○	○	
	経験	○	△	△	○	
常勤役員等を直接に 補佐する者	常勤性	○	○	○		○
	経験	○	△	△		○

○…必要

△…前回の許可申請等と変更がない場合は不要（変更がある場合は、許可申請と合せて変更届が必要となります。）

■ 該当要件別確認事項・必要期間

	確認事項	イ該当			ロ該当	
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)
常勤役員等	役員経験 (2-1A・B・C)	5年 ^{※1}	—	—	2年	5年
	執行役員等経験 (2-1E)	—	5年	—	—	—
	補佐経験 (2-1F)	—	—	6年	3年 ^{※2}	—
	建設業経験 (2-2)	5年	5年	6年	5年	2年 ^{※3}
常勤役員等を直接に補佐する者	業務経験 (3)	—	—	—	5年	5年
	建設業営業年数 (2-2)	—	—	—	5年	5年

※1 令第3条の使用人としての経験(2-2D)を含む。

※2 財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限られます。

※3 役員としての建設業経験に限られます。

II 営業所技術者等の確認資料

1 現在の常勤性を証明する書類

1-1 現住所が確認できる書類(次のいずれか)

- ・ 住民票の写し(原本) ※個人番号が記載されていないものに限り。
- ・ 自動車運転免許証その他公的機関が発行する身分を証明する書類の写し(現住所が記載されているもの)

◎ 現住所が上記住民票等と異なる場合(以下のいずれか)

- ・ 現住居の賃貸借契約書の写し
- ・ 公共料金等の領収書の写し など

1-2 当該事業所への常勤が確認できる書類(次のいずれか)

- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し(当該人物が記載されているもの)
- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 個人事業主本人にあつては、当該事業主の所得税確定申告書の写し(税務署で受け付けたことが確認できるもの(令和7年以降の書面での申告分は受付印不要))
- ・ 法人の役員にあつては、法人税確定申告書の写し(表紙と役員報酬明細の写し)(税務署で受け付けたことが確認できるもの(令和7年以降の書面での申告分は受付印不要))
- ・ 源泉徴収簿、出勤簿その他常勤性が確認できるもの

2 実務経験を証明する書類(必要な場合のみ)

2-1 実務経験の内容を証明する書類(土木一式工事又は建築一式工事以外)

- ・ 許可を受けていた期間 … 許可通知書又は許可証明書の写し(必要期間分)
- ・ 許可を受けていない期間 … 実務経験証明書に記載した建設工事に係る工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し(1年につき1件以上、必要期間分)

2-1 実務経験の内容を証明する書類（土木一式工事又は建築一式工事）

- 土木一式工事又は建築一式工事 … 許可の有無にかかわらず実務経験の期間に算入した全ての建設工事（実務経験証明書に明記していないものを含む）に係る工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し（必要期間分）

2-2 実務経験を証明しようとする期間における常勤が確認できる書類

1-2に掲げる書類

3 指導監督の実務経験を証明する書類（特定建設業許可で、指導監督の実務経験を要件とする場合）

3-1 指導監督の実務経験の内容を証明する書類

指導監督の実務経験証明書に記載した全ての工事に係る工事請負契約書、注文書・注文請書等

3-2 実務経験を証明しようとする期間における常勤が確認できる書類

1-2に掲げる書類

■ 申請・届出区分別確認事項

		許可申請			変更届					
		新 許可 換え	規 新 規	般・特 新 規 業種 追加	更 新	営業所技 術者等 の追加	担当業 種 の 変 更	所属営 業 所 の 変 更	営業所 の新 設	営業所 の営 業 種 の 追 加
営業所	常勤性	○	△	○	○	○	○	○	○	○
技術者等	経 験	○	△		○	○		○	○	○

○…必要

△…許可申請により追加される業種を担当する技術者に係るもののみ

Ⅲ 営業所（主たる営業所を含む）の確認資料

1 営業所の写真（①～④の全て）

- ① 営業所の外観 全景、看板及び入口
- ② 執務室内の状況 電話や机等、事務に最低限必要な什器が備わっている状況が確認できるもの
- ③ 建設業許可の標識の掲示状況
- ④ その他 営業所がビル内に所在する場合は、建物の入口又はエレベーターホール等にある案内板

（写真を貼り付けた用紙に**自己所有**又は**賃貸等**の別を記載してください。）

■ 申請・届出区分別確認事項

		許可申請			変更届				
		新 許可 換え	規 新 規	般・特 新 規 業種 追加	更 新	営業所 の新 設	営業所 の 在 地	営業所 の 名 称 変 更	営業所 の 営 業 種 の 追 加
営業所 の 存 在		○	△	○	○	○	○		

○…必要

△…許可申請により業種を追加する営業所に係るもののみ

有資格コード一覧（一般建設業） 2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																								7	
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調機器施工・空調設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注9）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7	7						7																	
77	タイル張り・タイル張り工								7																					
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				7				7																					
80	石工・石材施工・石積み				7																									
81	鉄工（注10）・製錬									7																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注11）										7																			
83	工場板金														7															
84	板金・建築板金・板金工（注12）					7								7																
85	板金・板金工・打出し板金														7															
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工															7														
88	塗装（注13）・木工塗装・木工塗装工																7													
89	建築塗装・建築塗装工																7													
90	金属塗装・金属塗装工																7													
91	噴霧塗装																7													
67	路面標示施工																7													
92	畳製作・畳工																			7										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工（注14）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
96	造園																										7			
97	防水施工																		7											
98	さく井																												7	
61	地すべり防止工事											7																	7	
40	基礎くい工事											7																		
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													7

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写し他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 令和2年度以前の建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、建設機械施工管理に係る1級又は2級の第二次検定に合格した者とみなします。
- （注2） 平成27年度までに実施された技術検定に合格した者については、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの（以下「登録解体工事講習」という。）又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有するものに限り解体工事の技術者とみなします。
- （注3） 登録解体工事講習を修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有するものに限り解体工事の技術者とみなします。
- （注4） 農業農村工学：技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなします。
- （注5） 熱・動力エネルギー機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「熱工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「熱・動力エネルギー機器」とするものに合格した者とみなします。
- 流体機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「流体工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「流体機器」とするものに合格した者とみなします。
- （注6） 林業・林産：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「林業」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「林業・林産」とするものに合格した者とみなします。
- （注7） 廃棄物・資源循環：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「廃棄物管理」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに合格した者とみなします。
- （注8） 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上の実務経験を有する者とします。
- （注9） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する省令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注10） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製作作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注11） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注12） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注13） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注14） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8a」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

■ 特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3											3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6											6	6	6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士（注1）	9				9						9																
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（注1）					8																						
	13	1級土木施工管理技士（注2）	9		8	8	9	9	8		8	9	8	9	9		9	8		8		8		8		9	8	9	
	1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土木（注2）			8	8	8	8		8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	鋼構造物建築					8	8	8	8		8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	薬液注入					8	8	8	8		8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	1J	2級土木施工管理技士補	種別	土木			8	8	8	8		8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	鋼構造物建築					8	8	8	8		8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	薬液注入					8	8	8	8		8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	
	20	1級建築施工管理技士（注2）		9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9				9	8	8	8	9
	2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8			8	8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8
	21	2級建築施工管理技士	種別	建築（注2）			8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8
	躯体（注2）					8	8	8	8		8	8			8	8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8
	仕上げ					8	8	8	8		8	8			8	8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8
	2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8			8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8	
	27	1級電気工事施工管理技士							9											8									8
	2E	1級電気工事施工管理技士補																		8									8
	28	2級電気工事施工管理技士																		8									8
	2F	2級電気工事施工管理技士補																		8									8
	29	1級管工事施工管理技士							9			8	8	8						8	8				8	8	8	8	8
	2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8						8	8				8	8	8	8	8
	30	2級管工事施工管理技士										8	8	8						8	8				8	8	8	8	8
	3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8						8	8				8	8	8	8	8
	31	1級電気通信工事施工管理技士																					9						
	32	2級電気通信工事施工管理技士																					8						
	33	1級造園施工管理技士				8	8	8	8		8	8	8							8	8			9	8	8	8	8	8
3D	1級造園施工管理技士補				8	8	8	8		8	8	8							8	8			8	8	8	8	8	8	
34	2級造園施工管理技士				8	8	8	8		8	8	8							8	8			8	8	8	8	8	8	
3E	2級造園施工管理技士補				8	8	8	8		8	8	8							8	8			8	8	8	8	8	8	
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9								9										
	38	2級建築士			8		8			8									8										
	39	木造建築士			8																								
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（注3）	9			9			9			9	9									9						9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」（注3）	9			9			9			9	9										9					9	
	43	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業—農業農村工学」（注4）	9			9																							
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」						9														9							
	45	機械（「熱・動力エネルギー—機器」「流体機器」を除く）・総合技術監理「機械」（熱・動力エネルギー—機器、流体機器を除く）																			9								
	46	機械「熱・動力エネルギー—機器」又は「流体機器」・総合技術監理「機械—熱・動力エネルギー—機器」又は「機械—流体機器」（注5）																			9								
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）										9															9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」										9														9		9	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」	9			9								9															
	50	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林—林業・林産」（注6）																							9				
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」	9			9																			9				
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物・資源循環」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物・資源循環を除く）												9															
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」												9													9		
54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物・資源循環」（注7）												9													9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																											
	56	第2種電気工事士 [3年]																											
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） [5年]																											
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 [5年]																											
	35	工事担任者（「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信」の資格者証に限る）（注8） [3年]																											
水道法	65	給水装置工事主任技術者 [1年]																											
消防法	68	甲種消防設備士																										8	
	69	乙種消防設備士																										8	

有資格コード一覧（特定建設業） 2 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	溝	解
71	建築大工		8																											
64	型枠施工		8		8																									
72	左官			8																										
57	とび・とび工				8																							8		
73	コンクリート圧送施工				8																									
66	ウェルポイント施工				8																									
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注9）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工										8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				8					8																				
80	石工・石材施工・石積み				8																									
81	鉄工（注10）・ <small>せいこう</small> 製錬																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注11）											8																		
83	工場板金														8															
84	板金・建築板金・板金工（注12）					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工																8													
88	塗装（注13）・木工塗装・木工塗装工																	8												
89	建築塗装・建築塗装工																	8												
90	金属塗装・金属塗装工																	8												
91	噴霧塗装																	8												
67	路面標示施工																	8												
92	畳製作・畳工																				8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																					8								
95	建具製作・建具工・木工（注14）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8		
96	造園																													
97	防水施工																		8											
98	さく井																											8		
61	地すべり防止工事					8																					8			
40	基礎ぐい工事					8																								
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													8

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 令和2年度以前の建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、建設機械施工管理に係る1級又は2級の第二次検定に合格した者とみなします。
- （注2） 平成27年度まで実施された技術検定に合格した者については、登録解体工事講習を修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有するものに限り解体工事の技術者とみなします。
- （注3） 登録解体工事講習を修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有するものに限り解体工事の技術者とみなします。
- （注4） 農業農村工学：技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなします。
- （注5） 熱・動力エネルギー機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「熱工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「熱・動力エネルギー機器」とするものに合格した者とみなします。
- （注6） 流体機器：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「流体工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「流体機器」とするものに合格した者とみなします。
- （注7） 林業・林産：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「林業」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「林業・林産」とするものに合格した者とみなします。
- （注8） 廃棄物・資源循環：平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「廃棄物管理」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに合格した者とみなします。
- （注9） 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上の実務経験を有する者とする。
- （注10） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する省令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注11） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注12） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- （注13） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。
- （注14） 板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注15） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注16） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

秋田県内市町村コード番号表

管轄地域振興局	市町村	コード番号	管轄地域振興局	市町村	コード番号	管轄地域振興局	市町村	コード番号
鹿角	鹿角市	05209	秋田	秋田市	05201	仙北	大仙市	05212
	小坂町	05303		男鹿市	05206		仙北市	05215
北秋田	大館市	05204		潟上市	05211		美郷町	05434
	北秋田市	05213		五城目町	05361	平鹿	横手市	05203
	上小阿仁村	05327		八郎潟町	05363	雄勝	湯沢市	05207
山本	能代市	05202		井川町	05366		羽後町	05463
	藤里町	05346		大潟村	05368		東成瀬村	05464
	三種町	05348		由利	由利本荘市	05210	※ このコード番号は、総務省が定める地方公共団体コードによるものです。秋田県以外の市区町村については、財団法人地方自治情報センターのホームページ等で確認できません。	
	八峰町	05349			にかほ市	05214		

都道府県・国土交通大臣コード番号表

地域	都道府県名	コード番号	地域	都道府県名	コード番号	地域	都道府県名	コード番号
北海道・東北	北海道	01	中部	石川県	17	中国	岡山県	33
	青森県	02		福井県	18		広島県	34
	岩手県	03		山梨県	19		山口県	35
	宮城県	04		長野県	20	四国	徳島県	36
	秋田県	05		岐阜県	21		香川県	37
	山形県	06		静岡県	22		愛媛県	38
	福島県	07		愛知県	23		高知県	39
関東	茨城県	08	三重県	24	九州・沖縄	福岡県	40	
	栃木県	09	滋賀県	25		佐賀県	41	
	群馬県	10	京都府	26		長崎県	42	
	埼玉県	11	大阪府	27		熊本県	43	
	千葉県	12	兵庫県	28		大分県	44	
	東京都	13	奈良県	29		宮崎県	45	
	神奈川県	14	和歌山県	30		鹿児島県	46	
中部	新潟県	15	中国	鳥取県	31	沖縄県	47	
	富山県	16		島根県	32	国土交通大臣	00	

建設業の種類別指定学科一覧表

法第7条第2号イ該当者

建設業	学科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科
とび・土工事業	
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
水道施設工事業	
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※ 上記学科以外の名称で疑義がある場合は、履修科目が確認できる書類を準備の上で、窓口まで御相談ください。

営業所技術者等の実務経験の緩和について

－ 法第7条第2号ハ及び第15号第2号ロ並びに省令第7条の3第2号－

建設業許可に伴う営業所技術者等の実務経験については、許可を受けようとする業種と技術的に共通性があれば、他業種の実務経験であっても、一定の範囲内で許可を受けようとする業種の実務経験としてカウントすることができます。

1 実務経験要件緩和の対象

法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）について、実務経験要件が緩和されます。同号イ該当（指定学科卒業の学歴＋実務経験）の場合は認められません。

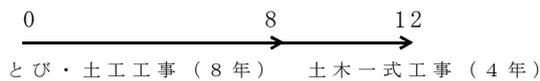
2 緩和される年数及び業種の基準

緩和対象業種	緩和基準：それぞれの経験年数について、以下の基準を満たしていること		
1 とび・土工工事	とび・土工工事	の経験が8年を超え	土木一式工事 ----- 解体工事
2 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事		土木一式工事
3 水道施設工事	水道施設工事		〃
4 大工工事	大工工事		建築一式工事 ----- 内装仕上工事
5 屋根工事	屋根工事		建築一式工事
6 内装仕上工事	内装仕上工事		〃 ----- 大工工事
7 ガラス工事	ガラス工事		建築一式工事
8 防水工事	防水工事		〃
9 熱絶縁工事	熱絶縁工事		〃
10 解体工事	解体工事		土木一式工事 ----- 建築一式工事 ----- とび・土工工事

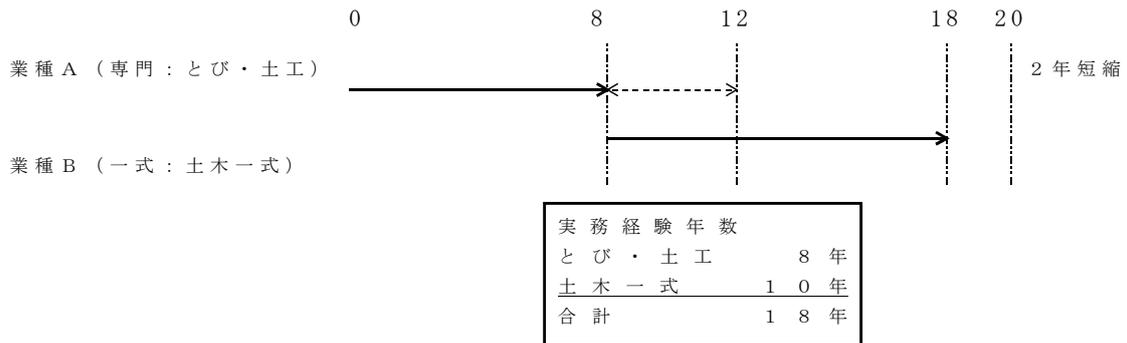
の経験と合計して12年以上

3 短縮効果の例

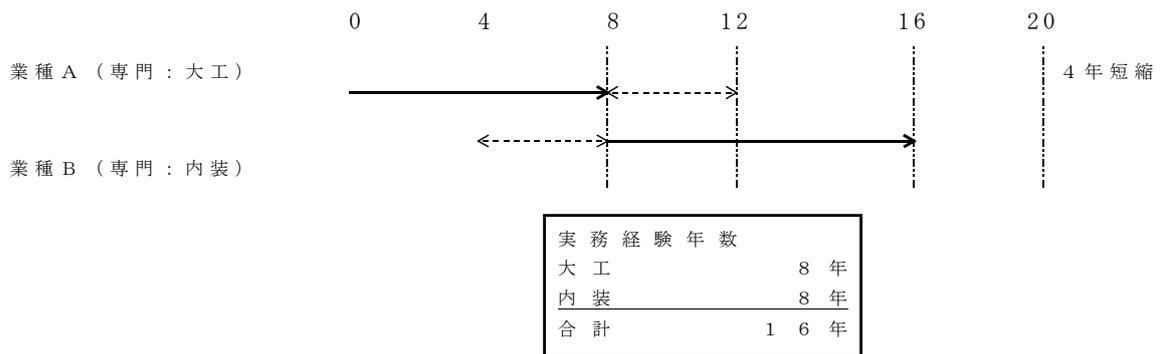
例1：専門工事のみの営業所技術者等となる場合



例 2 : 一式工事と専門工事の両方の営業所技術者等となる場合



例 3 : 専門工事 2 業種の営業所技術者等となる場合



4 申請手続

(1) 営業所技術者等証明書（様式第 8 号）の記載

記載するコードは次のとおりです。

カラム	項番	コード	
今後担当する建設工事の種類	64	一般	7
		特定	8
資格区分コード	65	99	

(2) 実務経験証明書（様式第 9 号）及び実務経験確認資料

営業所技術者等になろうとする業種の実務経験証明書及び実務経験確認資料に加えて、緩和措置が認められるために必要となる業種の実務経験証明書及び実務経験確認資料も併せて必要となります

9 許可を受けた後の留意事項

(1) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目を経過する日の前日をもって満了することとされています。この場合、当該期間の末日が閉庁日であっても、その日をもって満了することとなります。引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間が満了する日の30日前までに更新の申請を行わなければなりません（省令第5条）。

なお、秋田県より許可更新の御連絡はいたしませんので、念のため申し添えます。

(2) 標識の掲示

許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事の現場毎に、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません（法第40条）。

標識の記載事項は店舗にあっては次の①から④までに掲げる事項、建設工事の現場にあっては①から⑤までに掲げる事項です（詳細は次頁参照）。

- ① 一般建設業又は特定建設業の別
- ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ③ 商号又は名称
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名

(3) 変更事項等の届出

申請事項に変更があった場合及び事業年度が終了した場合には、その都度届出をしなければなりません（52～56ページ参照）。必要な届出をしていない場合は、新たな許可（更新等）はできません。

(4) 廃業届の提出

許可要件を満たさなくなった場合や建設業の全部または一部をやめた場合などに提出します（58ページ参照）。

なお、「廃業届」という名称を用いていますが、提出後は一切建設業を営むことができないということではなく、許可を要しない範囲で建設業を営むことは問題ありません。

(5) 経営事項審査

公共工事を受注するためには、経営事項審査を受けなければなりません（法第27条の23）。詳細は、経営事項審査の手引を御参照ください。

(6) 法令遵守

前述した適正な建設業許可申請手続、変更等の届出、標識の掲示のほか、工事現場への主任技術者等の配置、契約締結、代金の支払い、帳簿の保存等についても、法を十分に理解し、及び遵守したうえで適正に行うことが求められます。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣、知事」については不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
許可年月日			

35cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣、知事」については、不要のものを消すこと。

10 変更届の提出

※55ページも参照してください。

一法第11条、省令第7条の2-

No.	変更事項	提出する様式及び添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
1	商号又は名称	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②履歴事項全部証明書	
2	営業所の名称・所在地	①変更届出書 (第22号の2 (第一面) (第二面)) (主たる営業所に関する変更のみの場合は、第二面は不要) ②履歴事項全部証明書 (登記がある場合のみ) ③No.11 (令第3条の使用人) の書類 (営業所の移転に伴って令第3条の使用人に変更があった場合のみ) ④No.13 (営業所技術者等の変更・追加) の書類 (営業所の移転に伴って営業所技術者等に変更があった場合のみ) ◎営業所技術者等の確認資料 (38ページ参照) ◎営業所の確認資料 (39ページ参照)	
3	営業所の新設	①変更届出書 (第22号の2 (第一面) (第二面)) ②履歴事項全部証明書 (登記がある場合のみ) ③No.11 (令第3条の使用人) の書類 ④No.13 (営業所技術者等の変更・追加) の書類 ◎営業所技術者等の確認資料 (38ページ参照) ◎営業所の確認資料 (39ページ参照)	
4	営業所の廃止	①変更届出書 (第22号の2 (第一面) (第二面)) ②令第3条の使用人の一覧表 (様式第11号) ③No.13 (営業所技術者等の削除) の書類	
5	営業所の業種追加	①変更届出書 (第22号の2 (第一面) (第二面)) ②No.13 (営業所技術者等の変更・追加) の書類	
6	営業所の業種廃止	①変更届出書 (第22号の2 (第一面) (第二面)) ②No.13 (営業所技術者等の削除) の書類	
7	資本金額	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②履歴事項全部証明書 ③株主 (出資者) 調書 (様式第14号)	
8	氏名 (改姓・改名) (法人の役員等・常勤役員等・常勤役員等を直接に 補佐する者・支配人・個人事業主)	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②役員等の一覧表 (第1号別紙1) ③個人事業主の場合は、戸籍抄本又は住民票の抄本 法人の役員・支配人の場合は、履歴事項全部証明書	
9	法人の 役員等	新任	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②役員等の一覧表 (第1号別紙1) ③誓約書 (第6号) ④身分証明書 ⑤国土交通大臣・知事が必要と認める書類 (22ページ参照) ⑥許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (第12号) ⑦株主 (出資者) 調書 (第14号) (総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の追加があった場合のみ) ⑧履歴事項全部証明書
		辞任・退任・解任 (注1)	①変更届出書 (様式第22号の2 (第一面)) ②役員等の一覧表 (様式第1号別紙1) ③株主 (出資者) 調書 (第14号) (総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の追加があった場合のみ) ④履歴事項全部証明書
		代表者	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②役員等の一覧表 (第1号別紙1) ③誓約書 (第6号) ④身分証明書 ⑤国土交通大臣・知事が必要と認める書類 (22ページ参照) ⑥許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (第12号) ⑦履歴事項全部証明書

変更後30日
以内

No.	変更事項		提出する様式及び添付書類 (◎は確認資料)	届出期間	
10	支配人	新任	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②誓約書 (第6号) ③令第3条の使用人の一覧表 (第11号) ④身分証明書 ⑤国土交通大臣・知事が必要と認める書類 (22ページ参照) ⑥令第3条の使用人の住所、生年月日等に関する調書 (第13号) ⑦株主 (出資者) 調書 (第14号) <small>(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の追加があった場合のみ)</small> ⑧履歴事項全部証明書		
		退任	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②令第3条の使用人の一覧表 (第11号) ③株主 (出資者) 調書 (第14号) <small>(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の追加があった場合のみ)</small> ④履歴事項全部証明書		
11	令第3条の使用人 (支配人・営業所長等)		①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②誓約書 (第6号) ③身分証明書 ④国土交通大臣・知事が必要と認める書類 (22ページ参照) ⑤令第3条の使用人の一覧表 (第11号) ⑥令第3条の使用人の住所、生年月日等に関する調書 (第13号)		
12	経営体制	常勤役員等・補佐する者を 直接に補佐する者 常勤役員等を	変更・追加	<省令第7条第1号イに該当する場合> ①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書 (第7号) ③常勤役員等の略歴書 (第7号別紙) <省令第7条第1号ロに該当する場合> ①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第7号の2) ③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 (第7号の2別紙) ④組織図 ◎常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料 (36ページ参照)	変更後2週間以内
			削除	①届出書 (第22号の3)	
		健康保険等の加入状況の変更	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②健康保険等の加入状況 (第7号の3) ③加入状況変更の内容を証する書類 <small>(変更が従業員数のみである場合を除く)</small>		
13	営業所技術者等	変更・追加	①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②営業所技術者等証明書 (新規・変更) (第8号) ③技術者の資格を証する書面 (1)一般建設業の場合 (次のいずれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書 (第9号) イ 実務経験証明書 (第9号) ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し <small>(必要に応じて実務経験証明書 (第9号) も作成・添付)</small> エ 監理技術者資格者証の写し (2)特定建設業の場合 (次のいずれか) ア 上記(1)アイウのいずれかと指導監督の実務経験証明書 (第10号) ※指定建設業を除く イ 特定建設業に係る資格証明書の写し ウ 監理技術者資格者証の写し ◎営業所技術者等の確認資料 (38ページ参照)		
		削除	<交代に伴う削除の場合> ①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②営業所技術者等証明書 (新規・変更) (様式第8号) <営業所の廃止等に伴う削除の場合> ①変更届出書 (第22号の2 (第一面)) ②届出書 (様式第22号の3)		

No.	変更事項	提出する様式及び添付書類（◎は確認資料）	届出期間
14	決算報告	①変更届出書（建設業許可事務ガイドライン別紙8） ②工事経歴書（第2号） ③直前3年の各事業年度における工事施工金額（第3号） ④財務諸表（法人の場合） ・貸借対照表（第15号） ・損益計算書（第16号）・完成工事原価報告書 ・株主資本等変動計算書（第17号） ・注記表（様式第17号の2） ・附属明細表（第17号の3）※該当する場合のみ 財務諸表（個人の場合） ・貸借対照表（第18号） ・損益計算書（第19号） ⑤事業報告書 ※特例有限会社を除く株式会社のみ ⑥納税証明書 〈法人の場合〉法人事業税 〈個人の場合〉個人事業税 ※納付額・納付済み額が記載されているもの。 納付額が無くても添付。 <変更のあった場合のみ添付するもの> ⑦使用人数（第4号） ⑧健康保険等の加入状況（第7号の3） （変更が従業員数のみである場合） ⑨令第3条の使用人の一覧表（第11号） ⑩定款	事業年度終了後4か月以内

注1 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役をやめることです。会社法（平成17年法律第86号）の施行により、取締役の任期は原則として2年となりますが、株式譲渡制限会社については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことができます。また、指名委員会等設置会社の取締役の任期は原則1年です。詳細は司法書士等の専門家にお尋ねください。

注2 住民票の写しその他の書類の提出については、個人番号が記載されていないものに限りません。

● 提出済みの変更届出書等の内容に訂正が生じたら

提出済みの変更届出書等の内容について、記載漏れ、記載誤り、修正申告等により訂正を要する箇所が生じた場合は、速やかに管轄地域振興局の担当窓口にご相談のうえで、訂正の届出を行ってください。

訂正書類を提出する際には、57ページの様式を参考にして訂正届出書（様式任意）を作成して表紙として添付してください。

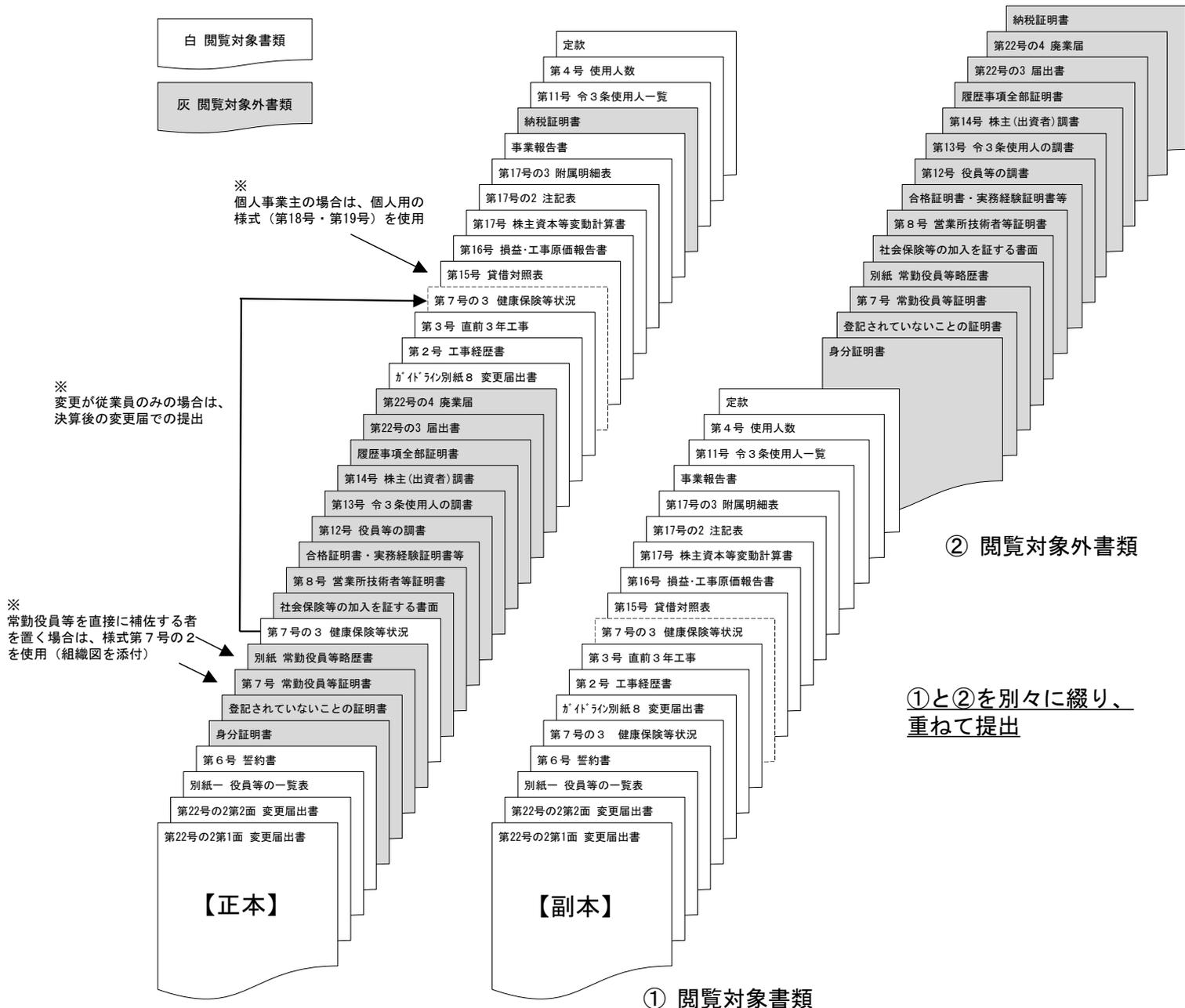
変更等の届出書類の並べ方

《正本》

図のとおり順番にそろえ、ダブルクリップ等で綴じるか、書類左側に2穴を空けてひも綴じしてください。

《副本》

閲覧対象書類と閲覧対象外書類に分け、それぞれダブルクリップ等で綴じるか、書類左側に2穴を空けてひも綴じしてください。



- 図では届出に係る全ての書類を一覧で掲載しています。実際の届出の際には、そのときの届出内容に必要な書類のみを選択して、順番に並べてください。
- 提出部数は正本・副本各1部です。いずれも、サイズをA4で統一し、片面印刷としてください。
- いずれの書類もホチキス留めしないでください。
- 確認書類は届出書等とは別綴りとしてください。

建設業許可に係る変更届出書等の訂正届

令和 年 月 日

許可番号 秋田県知事許可 般・特一 第 号
所在地
商号又は名称
代表者

秋田県知事

次の内容について訂正します。

記

書類受付日 令和 年 月 日

* 該当するものに○をつける

(1) 工事経歴書 (事業年度令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

・訂正箇所

(2) 直前3年の工事施工金額 (事業年度令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

・訂正箇所

(3) 財務諸表 (事業年度令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

・訂正箇所

(4) その他

連絡先

所属

氏名

電話番号

1 1 廃業等の届出 —法第12条—

次の事項に該当する場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

廃業事由	届出すべき者
1 許可を受けた個人事業主が死亡したとき (法第17条の3の認可申請をしている場合を除く。)	相続人(配偶者、子等)
2 法人が合併により消滅したとき (法第17条の2の認可申請をしている場合を除く。)	役員であった者
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	[法人の場合] 役員 [個人の場合] 本人

注1 「役員」とは、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種の組合等の理事等をいいます。

執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれません。

注2 個人事業主の代替わり(例:親から子へ)や、いわゆる「法人成り」(個人企業から会社法人に移行すること)等の場合に、引き続き許可を受けて営業するためには、従前の許可を廃業した上で新規許可申請をするか、当事者間で譲渡契約を締結した上で譲渡及び譲受けの認可申請を行う必要があります。その他、法人の組織変更の場合、変更届で処理できる場合もあります。詳細は、担当窓口にお尋ねください。

◎ 廃業届提出時の本人確認

令和3年1月1日から許可申請・届出書類の押印が廃止されたことに伴い、廃業届の提出時には本人確認を行いますので、届出の際は本人確認書類をお持ちください。

〔本人確認書類の例〕

① 個人事業主本人 法人の役員(清算人)	運転免許証その他の官公庁が発行した免許証・免状等 マイナンバーカード(個人番号はマスキングしてください。) 旅券(パスポート) 身体障害者手帳 療育手帳 在留カード・特別永住者証明書
② 従業員	社員証等の届出者の従業員であることが確認できる書類(名刺は不可)
③ 相続人	戸籍謄本等の個人事業主の死亡が確認できる書類
④ 行政書士 行政書士補助者	行政書士証票 行政書士補助者証
⑤ 弁護士 弁護士事務所職員	弁護士記章又は身分証明書 法律事務所事務職員身分証明書

1 2 建設業許可証明書の発行

現在有効な建設業許可について、許可を受けていることの証明書が必要な方は、書面申請により証明書の交付を受けることができます。

○申請場所

- ・秋田県知事許可の場合 … 管轄の地域振興局総務企画部総務経理課
※ 許可の窓口と同じ
- ・国土交通大臣許可の場合 … 国土交通省東北地方整備局までお尋ねください。

○申請書様式及び提出部数

- ・秋田県知事許可の場合 … 次頁の様式を用います。交付を受けようとする通数に1枚加えた数を提出してください。
例：2通交付を受けたい場合は、3通作成して提出
- ・国土交通大臣許可の場合 … 国土交通省東北地方整備局までお尋ねください。

○証明手数料

交付を受けようとする証明書1通につき600円（秋田県収入証紙又は窓口キャッシュレス決済により納付）

※ 国土交通大臣許可で東北地方整備局に交付申請する場合は、東北地方整備局までお尋ねください。

1 3 建設業許可書類の閲覧 —法第13条—

許可申請書、変更届出書等の建設業許可関係書類の一部は、許可行政庁に設けられる閲覧所に備え付けられ、公衆の閲覧に供しなければならないこととされています。

秋田県における閲覧所は、次のとおりです。

○場 所 : 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階
秋田県建設部建設政策課内 閲覧所

○閲覧時間 : 9時から12時まで 及び 13時から17時まで

○休 止 日 : 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで）
毎週金曜日（書類整理のため）

※ 上記の日以外でも、書類整理その他必要がある場合は、臨時で閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することがあります。あらかじめ御了承ください。

○そ の 他 : 国土交通大臣及び他の都道府県知事の許可業者については、各許可行政庁の建設業許可担当部署にお尋ねください。

建設業許可証明願

秋田県〇〇地域振興局長



管轄地域振興局名を記載

令和 〇〇年 〇月 〇日

営業所所在地 秋田市山王四丁目1番1号
商号 株式会社山王組
代表者氏名 代表取締役 山王 建太郎

上記の者は、建設業法第3条第1項の規定に基づき、次のとおり許可されていることを証明してください。

許可番号	許可年月日	許可を受けた建設業
秋田県知事許可 般3第99999号 特	令和3年5月1日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業
秋田県知事許可 般3第99999号 特	令和3年5月1日	管工事業 電気工事業
秋田県知事許可 般 第 号 特	以下余白	

上記のとおり許可されていることを証明します。

令和

日付は記載しない

年

月

日

秋田県〇〇地域振興局長



管轄地域振興局名を記載

お わ り に

行政書士でない者（行政書士登録を行っていない者）が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で定めのある場合を除き、禁じられています。

お近くの行政書士を知りたい場合は、最寄りの行政書士会までお尋ねください。

秋田県行政書士会

〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目4番14号 秋田県教育会館3階

電話：018-864-3098

<https://akitaken-gyoseishoshi.or.jp>

国土交通大臣の建設業許可については、主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局等へ書類を直接提出することとなっています。

取扱いの詳細については、国土交通省東北地方整備局へお尋ねください。

国土交通省東北地方整備局 建政部 建設産業課

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

仙台合同庁舎B棟

電話：022-225-2171(代)

<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>